

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 漁船操業（インドネシア海域）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 第一球陽丸, 平島丸, 銀洋丸, 第35平和丸, 第8回海耕丸, 臨検, インドネシア漁業交渉 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43514

在スラバヤ統來往信電

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

37 8493 平 亜北
 スラバヤ 4月7日 1230 終
 本省 4月8日 0555 着
 小坂大臣 石出領事

沖縄漁船銃撃に肉する件

第8号 (大至急)

貴電合第893号に肉し

1. 直ちに当地海軍基地当局に確かめたところ、在MBTN第6基地よりジャカルタ海軍司令部宛の情報電報にて、3日夜イボネ河、空軍がモロタイ島東南25哩の地帯において球陽丸を銃撃した事実を認め、攻撃理由は同船が許可なくして西イリアン作戦地域に侵入したもので当時国籍も不明なりしによる旨を述べた。

2. 貴電の質問事項に肉しては当地には

在インドネシア大東往信(電)

外務省

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

空軍司令部なく、また当地海軍基地としては第6基地とは管轄地域を異にするため説明の自由がないのでジャカルタにて空軍または海軍本部より聴取されたいとの事である。

3. 当地アメリカ領事館の連絡によれば6日のVOAはイ国政府が事件を認め、また同船は負傷者手当のためセレベス島ビートンに入港許可を与えられたと放送した由である。

インドネシア及びマダント転電した。

配布先 次官、外務官、長、亜、采、情、各局長、亞審、務、総、亜北、西、采、現、情、道

外務省

アジア局長

参事官

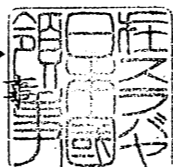
総務参事官

北東アジア課長

スミダ第 200 号
昭和 37 年 11 月 30 日

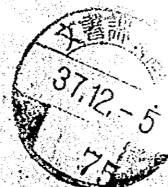
外務大臣殿

在スラバヤ
石出領



沖縄漁船船員と船頭勝
送還の件

那覇市琉球水産株式会社所属銀洋丸乗組員船頭勝は当国方面にて漁撈中肝臓疾患のため、去る11月1日アムボンに緊急上陸の上加療全快し、同17日イ国官憲により当地に移送せられたので、これを昨12月1日当地出帆の東京船舶名与屋丸に便乗帰還せしめることとしたから、特別地域連絡局に御通達の上沖縄へ送還手配を



在外公館

四 覧 併 行

並北 3689

可給く滞留願いたい。

過て名古屋丸船賃、当地滞在中の宿泊料、アムボンに於ける諸掛り及びアムボン当地間の本人及び附添い警官の旅費は当地米國領事館をして沖縄政府に連絡の上支払はしめることとした。

在外公館

(回線番号) 3125 (分類) 平
 電報表示 (他格・秘の未印) 第 13 号 総第 30 133 号
 昭和 46 年 6 月 30 日 時 分 秒 46.6.30 19 51
 大至急 (至急) 普通 LTF 発電係

出信課長
平

大臣 佐田 三郎
 政務次官 藤野 野矢
 事務次官 栗野 参事官
 外務審議官 南 次郎
 外務審議官 藤野 野矢
 官房長 藤野 野矢
 主管局部長 (室) 名 東 二
 起案 昭和 46 年 6 月 30 日
 阿比政工セ-23
 起案者 電話番号 木嶋 2447

協賛官 官房総務参事官 藤野 野矢
 官房書記官 藤野 野矢
 人事課長 藤野 野矢
 中村 幸三 官房 連絡係
 在外経理室 藤野 野矢
 藤田 調査員

大使 臨時代理大使 藤野 野矢
 在 スラバヤ 総領事 代理 藤野 野矢
 あて 外務 大臣 発

在 インドネシア 大使 臨時代理大使 藤野 野矢
 総領事 代理 藤野 野矢

件名 日本漁船の臨検

往電才 12 号に關し

1. 今回の事件は 1968 年日・イ民間漁業取極
 締結以来初めて発生せしものであり、その成り
 行き如何は同取極に基づく本邦漁船のバン
 ダ海域における安全操業の問題をほじめ、日・イ

177

本館内には電報係記入

(昭和四十七年改正)

友好関係に好まらぬ影響を及ぼすのことは
 いかと危惧せしる次第である。

2. ~~本件~~ 本件に關しは船主及び地元
 漁業組合のやむをえず、水産庁、日鹽連及び地
 元運出の早川衆議院議員等もその成り行きを
 憂慮し、本省に対し本件の解決を促進する
 最寄りに公館より適当な人員を現地に派遣方
 要請越しにす。

3. 本才 15 桂丸の報告によれば、同船が
 イ警備艇の臨検を受け、言葉が通じな
 かつ、互に充分な意思の疏通を行な得なかつ
 たる趣である。

3. 本才とすも、同船乗組員をイ側と意思を通
 じ得なまま現地に放置しておくことは、本件、解
 決を遅延せしめるのみならず、国内の漁民にも好ま

しからぬリアクションを惹起する惧れ無しとし
るひので、貴館より現地官憲と充分に接触し
得る然る可き者を取り敢えず、数日間クーハン
に派遣し、^{現地官憲と}適宜交渉の上、船長、~~及び~~乗組員
~~及び船体~~に對するイ側。処遇振り、現地に於ける本件
解決の見通し等につき、^{打筋を以て}至急回電願~~ひ~~度なり。
なお、~~所~~~~務~~必要経費は追つてりん請ありたなり。
インドネシアに転電した。

(3)

大政事外務省
 事務次官 典房
 官官官審長長
 機機人電厚計
 密文合管給
 調査課
 参企折調
 参創旅移
 参地中東
 長北西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 西東
 亞東
 46.7.03
 受付
 近ア長経
 参審近ア
 次総経國資
 参質統三万
 参政技二
 國一理
 参条協規
 参政経科
 専社専
 参道内外
 長機長文長

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

143

総番号(TA) 33973 主管
 71年7月7日11時00分 スラバヤ 発着 ア東
 71年7月8日00時32分 本省 着
 外務大臣殿 有吉 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の拿捕

オ9号 平 至急
 貴電ア東2合オ3846号に関し
 冒頭貴電拝受後同夜警察長官に面
 談の手配をレカが不在のため6日朝幹
 部を交えて会談し同日午後帰任レカ。
 1. 船主側の希望を申入れ船体は存ん
 しても確保レカく船員は船と運命を共
 にする覚悟ある旨を伝之指指示の「現
 実的解決法」も示唆レカ。これに対し
 先ずは船主の希望実現のためあらゆる
 努力をあるが一併書類はセダ運輸大臣
 に託し5日發送済みで現地としてハ
 カルタの決定を待つのみであるから中

在インドネシア大東往信電

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

尖において日本側が国警長官及び本件を
 担当する捜査課長部長のサロソツ将に直
 接早急に接衝しセダ運輸大臣にも接触さ
 れたい。今週中にも決定があると思われ
 検察側にまわされれば現地としてハ最早
 手の施しようもないと示唆レカ。(以上
 は本官より6日夜ジャカルタに電話連絡済
 2. カリタ丸の無線連絡については毎週
 月、水、金の午前中2時間緊急必要の場合
 はいつでも使用を許可することと確約さ
 せられた。なお一般船員には5日のシヨパス
 が發給され昼間の半艇上陸が許されるこ
 とになった。船長、漁撈長、無線局長は
 警察幹部宅に分散して居住せしめられて
 おり相互の交通は原則的に許されていな
 かった。

インドネシアに転電レカ。

一ノ一 (3)